

BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室

契約約款



《住所》

〒169-8677

東京都新宿区高田馬場 1 - 35 - 3 BIGBOX 高田馬場 5F

《電話番号》

03 - 5272 - 5205

※お問合せ時間 10 : 00 ~ 20 : 00

休館日 毎月 15 日・30 日および年末年始

契約約款

第1条 契約の成立

1. BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室への入会申込者（以下「甲」という）は、BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室を運営する以下の西武レクリエーション株式会社（以下「乙」という）に対し、BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室のシステム（ガイドブック、約款および関連するお知らせ）の内容および以下の条項を承諾・同意の上、BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室の入会申込書（以下「契約書」という）を作成し、乙に申し込むものとします。
名 称：西武レクリエーション株式会社
住 所：埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
電 話：04-2926-3040
代表者：依田 龍也
2. 甲の申し込みに対し、乙がこれを承諾した場合に、BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室への入会契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。
3. 本契約は「特定商取引に関する法律」に基づく契約です。
4. 乙は、入会登録を申請した者が以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合、入会登録を拒否することができます。
 - ① 本約款に違反したまたはそのおそれがあると乙が判断した場合
 - ② 乙に提供された登録情報の全部または一部につき、虚偽の情報・誤記、不十分な情報、不正確な情報、記載漏れ、または最新のものでない情報があった場合
 - ③ 本サービスと競合し得る事業を行う者であると乙が判断した場合
 - ④ 自己または第三者のためかを問わず、本サービスの目的の範囲を超えて、営利、広告、またはその他顧客誘引等の目的・意図で本サービスを利用したまたは利用するおそれがあると乙が判断した場合
 - ⑤ 過去に本サービスの入会登録を拒否または入会資格を取り消された者である場合
 - ⑥ その他、入会登録を拒否することが妥当であると乙が判断した場合
5. 乙は、入会登録承認後に、前項各号のいずれかの事由（ただし、6号については「入会登録を拒否する」とあるのを「入会資格を取り消す」と読み替えます）に該当すると判断した場合、入会資格を取り消すことができます。なお、乙は、本項に基づく措置を講じる義務を負わず、ユーザーは、乙が本項に基づく措置を講じたことまたは講じなかったことについて、異議を申し立てることはできません。
6. 乙は、乙に故意または過失がある場合を除き、本条に基づき乙が行った行為によりユーザーに生じた一切の損害等（精神的苦痛、逸失利益またはその他の金銭的損害を含む一切の不利益を含みます。以下、同じ）について何ら責任を負いません。

第2条 役務の内容および対価の支払い

1. 乙は甲に対し、甲が選択した週当たりの回数による、契約書記載の役務提供場所で役務提供時間内に、乙に所属するチューター1名に対し最大12名の生徒に対して個別に学習指導を実施し、それに必要な教育相談・資料提供等（以下「学習指導サービス」という）を提供します。学習指導サービスの詳細につきましては、ガイドブックをご参照ください。
2. 甲は乙に対し、前項において選択した学習指導方法について、ガイドブック等（以下「ガイドブック」という）により定められた金額（月会費・入会金・JET受検料・テキスト代等）の合計額および方法により、本契約に関わる費用として支払うものとします。
3. 甲は乙に対し、本契約履行にかかる費用として定めた役務提供対価（契約期間内授業料・指導関連費に基づく月額料金等をいい、以下「会費等」という）を乙が指定する方法および期日内に支払うものとします。
4. 第1項の内容を超える学習指導サービスに関する役務提供を甲が希望する場合は、当該役務は本契約とは異なる契約となります。また、対価の支払いについては別途定めることとします。
5. 第1項に定める学習指導は、本契約によりその担当が固定されることを約束するものではないことを甲は理解したものとします。
6. 本契約に基づく乙の提供する役務の結果は一切が保証されるものではなく、甲はその結果を理由に会費等の支払い義務を逃れることはできないものとします。

第3条 費用等の扱いについて

1. 前条第2項および第3項に定める費用の支払い方法は、毎月20日（以下「請求日」といいます。）に当月分の月会費・利用料金等を支払うものとし、当該支払方法については、あらかじめ当社へ届け出たクレジットカードによるものとします。な

お、ご利用のクレジットカード会社の規約等によりクレジットカード支払いが承認されない場合には、甲は、当社が別途指定する方法により会費等を支払うものとします。ただし、クレジットカード以外による会費等の支払いには、別途当社が定める手数料が発生する場合があります。

2. 本条に規定される支払期限内に契約締結および役務提供に対する対価を甲が支払わない場合、乙は口頭もしくは書面による催告を経て、本契約に基づく役務提供を中断することができるものとし、この中断による役務提供の欠損については一切補填しないものとします。

第4条 契約内容の変更

1. 甲が契約内容の変更を希望する場合は、変更希望月の前月14日（当該日が休館日となる場合は、その前営業日）の最終営業受付時間内までに所属教室に所定の「変更届」を提出することで、変更することができるものとします。
2. 契約内容の変更は、学習指導回数の増減の変更を指すものとします。
3. 契約内容の変更は、乙の定める各月の第一週から適用できるものとします。
4. 本条に定める変更により、会費等が変更した場合は変更が適用された月度で、乙は甲に対し前受金による相殺もしくは追加請求を行うものとします。

第5条 役務提供開始日および提供回数、契約期間

1. 乙が甲に対する役務提供開始日は、本契約締結の際に指定された学習指導の開始日とし、実際の役務提供の有無は問わないものとします。ただし、甲および乙の正当な事由により役務提供開始日が甲乙同意のもとで変更されることを妨げないものとします。
2. 乙は、契約期間内の総授業回数は、乙が定める年間スケジュールに基づき、学習指導に関する役務提供を行うものとし、役務提供開始日によって役務提供回数は変動するものとします。
3. 本契約の期間は、甲または乙による書面による別段の意思表示のない限り、第1条の本契約の成立日から原則として3月31日までの最大12カ月間とします。

第6条 契約の更新

本契約の期間満了の30日前までに甲から、本契約の解約の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。ただし、甲から契約期間満了30日以内の正当な事由に基づく契約の解約ができることを妨げません。

第7条 関連商品

関連商品は、Lepton オリジナルテキスト（初期・発展・副教材）およびJET 対策教材です。進度の目安は週2回受講の場合で月に1冊程度です。詳しくはガイドブックをご参照ください。

第8条 クーリングオフ【「特定商取引に関する法律」第48条に基づき実施しております】

1. 甲は、契約書を受領した日から起算して8日間（ただし、本契約を締結するにあたり乙が甲に対しクーリングオフが行使できないものと説明して誤信させた場合、またはクーリングオフを行使しないように圧力をかけて困惑させたことにより甲がクーリングオフを行使しなかった場合は、甲が乙から改めてクーリングオフができる旨を記載した書面、または電子メールを受領した日から起算して8日間とする）は書面、または電子メールによって本契約を解除（以下「クーリングオフ」という）することができるものとします。
2. 前項の本契約および教材の購入契約のクーリングオフは、甲が乙に対して当該契約をクーリングオフする旨を記載した書面、または電子メールを発信した時に成立するものとします。
3. 第1項による本契約のクーリングオフがあった場合において、乙が甲から金銭を受領しているときは、乙は甲に対して、乙が甲から金銭を受領した金額から、解約手数料、損害賠償、違約金、契約解除までに行われた役務提供分の対価および当該役務に必要な物品の対価を差し引いた金額を速やかに返還するものとします。
4. 前条による契約解除の場合、甲は乙が配布した教材に関して、未使用のものについては乙に返還しなければなりません。
5. 本条に基づき、電子メールにてクーリングオフを行使する場合、甲はクーリングオフに必要な情報を記載した上で乙が指定する下記アドレスに発信するものとします。

電子メールアドレス：REC_bbj.english03@seibugroup.jp

第9条 中途解約に関する事項

1. 特定商取引法の規定により、2ヵ月を超えて、かつ年間お支払総額5万円を超える契約については、クーリングオフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。退会（全部解約）される場合は、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で費用を申し受けます。受講開始前と開始後、およびお申し出の日時によってその内容が変わります。
 - A. 受講開始前：1万1千円
 - B. 受講開始後：①②③④の合計額
 - ① 入会金（入会初年度のみ）
 - ② JET受検料・事務手数料
 - ③ 受講した授業（月額）・教材の対価に相当する額
 - ④ 違約金（2万円または1ヵ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額）※④は退会をご希望される月の末日以降に退会の申し出をされる場合のみ
2. 会費等を先にお支払いいただいている場合は、前項を差し引いた残額を返金します。返金にかかる振込手数料は甲の負担とします。
3. 汚損している教材等は返金の対象となりません。また、未使用の教材等であってもご返却いただかない場合は、その費用を申し受けます。
4. 退会される場合は、あらかじめ教室長とご相談の上、退会希望月の末日までに所定の「退会届」をご提出ください。退会を希望される月の末日付で退会となります。
5. 前受金の保全措置はとっておりません。

第10条 乙からの契約解約

1. 乙は甲が以下の各号に該当すると判断した場合、書面により本契約を解約できるものとします。
 - ① 甲が会費等の支払いを2ヵ月以上滞納した場合
 - ② 甲が乙の教室運営について、著しく秩序を乱した場合
 - ③ 甲が破産等の申し立てをしたとき、もしくはその申し立てを受けたとき、または仮処分、（仮）差押、強制執行、競売を受けた時
 - ④ 甲が乙の名誉を著しく損なう行為、乙の業務に著しく支障を生じさせる行為、他の生徒・保護者との協調を著しく害する行為、その他これらに準ずる行為を行った場合
 - ⑤ 甲が公序良俗に反する行為を行った場合
2. 前項各号に該当し、乙から契約解約を行った場合、乙は役務未提供分を含み納入された会費等について返還しません。
3. 第1項各号に該当し、乙から契約解約を行った場合で、甲が乙の役務提供分に対する対価を支払っていない場合、甲乙協議の上、支払方法および支払期限を設定するものとします。ただし、第1項3号に該当する場合はこの限りではありません。

第11条 その他の契約解約

1. 乙は甲が以下の各号に該当する場合、甲に対し書面または口頭により、本契約を解約することができるものとします。
 - ① 自然災害等による役務提供場所の倒壊などで、役務提供の継続が困難になった場合
 - ② その他乙の事情により、役務提供の継続が困難になった場合
2. 前項各号による乙からの契約解約については、第9条に定める解約手数料等を申し受けないものとします。

第12条 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

第13条 個人情報保護

乙は、個人情報保護方針に従い、甲の個人情報を、次の目的で利用するものとし、当該目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨甲に告知するものとします。

- ① 甲と乙との連絡のため（レッスンコースの新設・廃止・変更、当教室の休業、当教室の料金・定休日の変更もしくは会費関係等の案内、または遺失物等に関する連絡）
- ② ご意見・お問い合わせへの対応、記録保管のため
- ③ キャンペーン・モニター等への応募受付のため
- ④ BIGBOX 高田馬場 Lepton 教室施設内外における各種イベントの申込み受付・事務手続き等のため
- ⑤ 商品販売等の代金決済、アフターサービス等のため

- ⑥ 入会者の居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため
- ⑦ 西武グループ（株式会社西武ホールディングスならびに同社の子会社および関連会社をいい、以下同じ）内でのサービス提供のため
- ⑧ 西武グループの商品・サービスに関する商品開発・顧客動向分析・市場調査等のため
- ⑨ 西武グループおよび西武グループと提携する第三者の提供する営業情報、商品・サービスに関する情報等の各種ご案内など、販売促進活動のため
- ⑩ 西武グループの提供するサービスや商品の利用状況や満足度調査など、サービス向上にかかる調査の実施のため
- ⑪ 前各号のほか、当教室の適正な運営のため

第14条 紛争の解決

1. 本契約の内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者が真摯に協議し、解決するものとしてします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法、特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとしてします。

第15条 合意管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 本契約の変更

乙は甲に相当期間の告知を経て、本契約の改訂を行うことができるものとしてします。

第17条 契約書の保管

契約書は2通作成し、甲および乙の役務提供場所にそれぞれ保管するものとしてします。

第18条 本契約の効力

本契約は、甲および乙が契約書に必要事項を記入、確認の上、甲の署名がなされ、甲に交付された時から効力を生じるものとしてします。

以上